

消費税改正のお知らせ

1 平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。

主な改正内容は次のとおりです。

- (1) 消費税収入の用途が明確化されました。
- (2) 消費税率を上げることとされました。
- (3) 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設されました。
- (4) 任意の中間申告制度が創設されました。
- (5) 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

2 平成25年6月に設立した「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」により、以下の4つの特別措置が設けられており、平成25年10月1日から実施されております。

- (1) 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置
- (2) 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置
- (3) 価格の表示に関する特別措置
- (4) 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

上記(3)の価格の表示に関する特別措置（総額表示義務の特例）の内容は次のとおりです。

事業者は、自己の供給する商品または役務の価格を表示する場合において、平成25年10月から平成29年3月31日までの間、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示（総額表示）しなくてもよいこととされました。

なお、消費者の方々にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

※詳細につきましては、国税庁ホームページに、「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」の特集ページが設けられておりますのでご覧ください。

URL : <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>

看護師職(非常勤職員)を募集します

- ◇雇用期間 平成26年4月1日
～平成27年3月31日
- ◇採用人数 1名
- ◇賃金 月額170,000円
- ◇手当 期末手当(6月・12月支給)
および通勤手当は、正規職員と同様の規定に基づき支給します。
- ◇業務内容 予防接種事業を中心とした保健業務
- ◇勤務場所 東秩父村保健センター
(東秩父村大字坂本1284-1)
- ◇勤務時間 午前8時30分
～午後5時15分
- ◇応募資格 昭和34年4月2日以降に生まれた方で、看護師または准看護師免許を有する方、または平成26年3月末日までに免許取得見込の方
- ◇応募方法 履歴書と看護師(准看護師)免許の写しを東秩父村役場総務課へ持参または郵送してください。なお、提出していただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。
- ◇受付期間 平成26年1月14日(火)
～1月24日(金)
- ◇選考方法 書類審査および面接(面接日は改めて連絡いたします。)
- ◇書類提出および問合せ先
〒355-0393
埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634番地
総務課 ☎82-1226

税務課からのお知らせ

○今年の申告相談より申告会場が変更となります。

今年の申告相談より申告会場が役場および保健センターに変更となります。

	昨年まで	今年から
会 場	役場および各地区の申告会場、計10カ所。	役場および保健センター、計2カ所。
各地区対象日	地区ごとの対象日を指定、対象日以外は申告受付不可。	地区ごとの対象日を指定、対象日以外も申告受付可能。

※申告受付の方法も従来の職員の手書きによる申告受付から申告支援システム(パソコン)を使用した申告受付に変更になります。

※地区ごとの対象日は日ごとの申告件数の平準化のために設けさせていただきますが、対象日以外の申告を妨げるものではありません。また、1日の申告会場は役場が保健センターのどちらか1カ所となります。

※例年、申告終了までの最後の3日間は会場が大変混雑しています。混雑する日になるべく避けていただくことで、お待ちいただく時間が少なくなると思われます。

申告支援システムの導入による効果

- 1、申告1件当たりにかかる時間の短縮により会場での待ち時間短縮。
- 2、地区ごとに指定された対象日以外の日でも申告受付が可能。

【参考】住民税の申告が必要な人・不要な人(例)

【申告が必要な人】

- ・給与・年金収入以外に収入のある方(20万円以下の所得も申告して下さい)
- ・医療費控除など源泉徴収票に記載された控除以外の控除を受ける方

【申告が不要な人】

- ・前年の収入が給与と収入のみの方(勤め先から役場へ給与支払報告書が提出されている場合)
- ・前年の収入が年金のみの方(年金収入400万円以上の方を除く)
- ・税務署で所得税の確定申告をした方



問合せ 税務課 ☎82-1224